

平成26年度
原子力災害影響調査等事業
(放射線影響に関する相談員の支援拠点事業)
報告書

平成27年3月

公益財団法人 原子力安全研究協会

本報告書は、環境省の委託業務として、公益財団法人原子力安全研究協会が実施した平成26年度「原子力災害影響調査等事業（放射線影響に関する相談員の支援拠点事業）」の成果をとりまとめたものである。

目 次

1. 事業の背景および目的	1
2. 相談員の支援を行うための拠点の設置	2
3. 相談窓口の設置	3
3.1 相談内容について（相談内容の収集・分析）	3
3.2 想定問答の作成	4
4. 相談員等に対する研修会の開催	7
4.1 研修会の内容	7
4.2 相談員等からの情報収集と共有	10
5. 専門家ネットワークの構築	11
6. 専門家の派遣	12
7. パンフレットの作成	13
8. ホームページの構築	14
9. 安全・安心対策検証委員会の開催	15
10. 作業マニュアルの作成	17
11. 住民ニーズの把握および次年度研修計画案の作成	18
12. 今後の事業への提言について	20

1. 事業の背景および目的

東京電力株式会社福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原子力発電所」という）の事故時に放出された放射性物質による健康影響に対して多くの住民が不安を抱えている中で、放射線の健康影響に関する情報等を適切に提供することは重要となっている。

「帰還に向けた安全・安心対策に関する基本的考え方（線量水準に応じた防護措置の具体化のために）」（平成25年11月20日原子力規制委員会）において、「帰還の選択をする住民が、帰還後に自ら個人線量を把握・理解し、その結果に基づく被ばく低減対策等を取り、放射線と向き合いながら生活していくためには、地域毎に、いわゆる相談員が住民の身近にいることが不可欠」との提言がなされている。この提言の中で、相談員は、具体的には、住民が個人線量を把握し、被ばく線量の低減を図り、健康を確保するといった住民の自発的な活動を支援する、住民の日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消といった幅広い役割を担うことが期待されている。

また、「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」（平成25年12月20日閣議決定）においても「帰還する住民の方々の被ばく低減に向けた努力等を身近で支える相談員制度の創設」が記されている。

相談員がこのような活動を行うためには、科学的・技術的な面からの組織的かつ継続的な支援が不可欠であり、相談員だけでは解決が困難な住民の方々の放射線による健康不安解消等の幅広いニーズや各市町村だけでは解決が困難な専門的課題に対応できるような支援体制が求められていることから、地元自治体における相談員の活動や各市町村が住民の方々のニーズに応じて自主的に取り組む活動に対して、専門的な知見を提供することを通じて支援するための拠点を整備することが必要とされている。

これを受けて、本委託事業では、避難指示解除区域等において活動する相談員を支援するための事業を行い、相談内容や課題を把握し、支援のあり方を検討した。

2. 相談員の支援を行うための拠点の設置

福島第一原子力発電所事故により設定された避難指示の解除が行われた地域（以下「解除区域」という）等で活動する各市町村の相談員等を支援するために、現地（福島県）に拠点事務所を設置した。

拠点事務所を設置するに当たり、福島県浜通り地区からいわき市および広野町、中通り地区から福島市および郡山市を候補地として選定した。

解除区域や主要な避難先へのアクセス、関係自治体、福島県立医科大学等との連携の観点から検討し、環境省と協議の上、最終的にいわき市に拠点事務所を設置することを決定した。所在地は、福島県いわき市平字小太郎町2-6 いわきフコク生命ビル5階であり、名称は「放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター」（以下、「相談員支援センター」と言う。）とした。

開所日は平成26年5月28日（水）であり、平成26年4月1日から相談員支援センター設置までの期間については、公益財団法人原子力安全研究協会（以下、「当協会」という）東京本部（東京都港区）にて事業を履行した。

3. 相談窓口の設置

相談員支援センター内には、相談員等と相談員支援センター職員、専門家等が協議や打合せをできる会議スペースや相談員等との個別相談に対応する相談コーナーを設営した。

相談コーナーには公的機関のパンフレット等を閲覧・入手できるスペースを設け、国、福島県、関係市町村、研究機関、学会等から入手した主に放射線の健康不安等に関する Q&A や冊子類、地域の情報を得るための地元新聞（「ふくしまの今が分かる新聞」含む）等を揃えた。また、専門家の派遣時に使用できるように、環境放射線測定のためのサーベイメーターや個人線量計も整備した。

相談員等から直接、相談や問合せ等ができるように、電話回線や FAX の他、フリーダイヤルを開設するとともに、E-mail アドレスは担当者個人の他、相談員支援センターの代表メールアドレスを設定し、複数の担当者が着信を確認できるようにした。さらに、夜間・休日の急な対応、あるいは解除区域担当者が現地訪問等で外出する場合のため、携帯電話を用意した。

3.1 相談内容について（相談内容の収集・分析）

相談員支援センターを設置してから、相談員、当該市町村職員等から、種々の内容の相談（質問）等があった。

相談内容については、市町村における研修会での研修テーマ選定の参考とするために集計・分析を行い、頻出する質問については、必要に応じて想定問答を作成し、相談員支援センターの職員間で共有した。

相談内容を集計するため、相談事案を区域（市町村）ごとにまとめ、相談内容の集計結果を拠点事業の活動報告の一環として後述（9 項）の「安全・安心対策検証委員会」に報告した。

集計において、分類する他、どのような相談が多いかという観点から件数の把握も行った。

以下、相談事案の例を記す。

相談件数は 31 件であり、その内訳は、「相談員」からの相談が 7 件、市町村職員からの相談が 14 件、その他の相談は 10 件であった。

その他の相談内容では、相談員支援センターの業務に関する事、相談員制度に関する事等があり、いずれも相談員支援センターが開所してから間もなく寄せられた相談（質問）であった。

当該市町村職員からの相談は、放射線に関するもの、相談員支援センターによる福島県内・外の研修会等の活動に関するものであり、特に県外に避難している住民への直接的な講演等の打診もあり、当該市町村および避難住民の、放射線に対する不安感が払拭されていない現状が分かる。

寄せられた相談を以下にまとめた。

内 容 等	件数	分 析
・相談員、相談員制度に関する事	6 件	今年度始めて設置される相談員、相談員制度のため、当該市町村の関心が高いように思われる。
・相談員支援センターの活動に関する事	14 件	相談の多くは、当該市町村職員から寄せられたものが多く、当該市町村内や福島県外避難者に対しての、実施可能な研修会等の相談もあった。当該市町村とも相談員や住民への放射線への健康不安に対する事業等を実施したい意向がある。
・リスクコミュニケーションに関する事	1 件	避難地域住民や相談員に対する、リスクコミュニケーションは、今後さらに必要と思われる。
・放射線に関する事	7 件	当該市町村において、住民からの放射線に関する質問等に十分答えられる職員がいない現状もあり、相談員支援センターの支援の必要性が感じられる。
・その他	2 件	上記以外には、除染等に関する質問があった。

3.2 想定問答の作成

相談員からの質問内容は、福島第一原子力発電所事故後時間が経過し、状況が変化してきたこともあり、放射線やその健康影響についての科学的知見を単に解説することで解決しない住民の日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続

に伴う不安の解消といった、非常に広く深い分野にわたっている。

相談事案が蓄積されていく過程で、頻出する質問については相談員支援センター職員の共通認識を形成するために想定問答を作成し、相談への回答・対応を行う際、相談員や住民の方の理解がより深まった説明内容等を想定問答へ盛り込むよう留意した。

想定問答集の作成後、相談への回答を想定問答集に基づいて行った過程で得られた改善点を反映し、一部改訂を行った。

1) 相談（質問）者と想定問答集の使用者

想定問答集は、相談員支援センター職員が相談員等（相談員並びに自治体関係職員等）からの相談（質問）に対して回答する際に用いるものとした。

2) 知識に関する Q&A

- ①放射線の基礎知識、福島第一原子力発電所の事故状況、国等が行う施策（県民健康調査を含む）といったいわゆる「知識」に関する Q&A は、「統一的な基礎資料」の本文並びに Q&A を参考することを基本とした。

「統一的な基礎資料」目次	
第 1 章	放射線の基礎知識と健康影響
第 2 章	事故の状況
第 3 章	環境モニタリング
第 4 章	食品中の放射性物質
第 5 章	事故からの回復に向けた取り組み
第 6 章	健康管理

- ②「統一的な基礎資料」の記述を専門的、技術的に超えるような具体的事例については、内容を典型化して、想定問答に加えた。

(例示)

- | | |
|----|---|
| Q1 | セシウム 137 もセシウム 134 もガンマ線、ベータ線の両方を放出しているが、個人線量計ではガンマ線だけを測定している理由は。 |
| Q2 | 個人線量計は胸部（または腹部）に装着するため、背面から来る放射線が身体により遮へいされるため、過小評価となっているのではないかと。 |

3) 現地対応に係わる Q&A

- ①相談員支援センターの業務内容、対応範囲
②放射線の基礎知識、健康影響の範囲を超える内容（現地特有の内容）

③特殊な質問についても、事例を一般化して情報共有

（例示）

Q1	国道 6 号線の開通に伴い、子どもを乗せて通過して良いか。
Q2	農地除染に対するゼオライトの効果について
Q3	ため池の上水利用について
Q4	中間貯蔵に伴うフレコンバックの輸送の安全性について
Q5	木の実や花が大きくなったと感じる。福島第一原子力発電所事故の影響か。

4. 相談員等に対する研修会の開催

4.1 研修会の内容

福島県内で活動する相談員等を対象として、活動開始前に必要な知識を習得するため、また活動開始後もその資質の向上を図るため、当該市町村と相談の上、研修方法等を考え、放射線による健康不安等に関するより専門的・実践的な研修を行った。

1) 広野町

①目的：住民からの放射線や除染に対する質問等に対応するため、広野町放射線相談員に対して研修（2時間程度/1回）を実施した。

②講師：熊谷 敦史（福島県立医科大学（広野町放射線相談室顧問））

③内容：プログラム

[座学編]

(1) イントロダクション [60分] 福島の震災（原発事故のメカニズム）

(2) 放射線の基礎知識 [60分]

(3) 福島（広野町）での生活における放射線健康リスク

・放射線健康リスク(1) [90分]

・放射線健康リスク(2) [90分]

・甲状腺がんについて [90分]

・放射性セシウム等による内部被ばくと生活における健康リスク [90分]

(4) 福島の人々の不安とどう向き合うか [60分]

[実践編]

・月1回、各2時間(1時間講義、30分小グループ議論、20分補足説明)。

・相談員が小グループ議論時に各グループでファシリテーターを務める（実践）。

・受講者は、広野町職員を予定（派遣職員、新規職員等を主な対象）。

(1) 外部被ばくの状況と個人線量測定（D-シャトル）

(2) 実際の個人線量測定結果を踏まえて

(3) 日常の被ばく

(4) 食品汚染

(5) セシウムの内部被ばく

(6) 甲状腺がん

④開催実績

第1回 平成26年12月15日（月）13:30～16:45

第2回 平成26年12月22日（月）13:00～16:50

第 3 回 平成 27 年 1 月 8 日（木）13:30～17:00

第 4 回 平成 27 年 2 月 26 日（木）9:00～11:00

第 5 回 平成 27 年 3 月 27 日（金）10:00～12:00

⑤開催場所：広野町放射線相談室

2) 田村市

2-1) 田村市食品等放射能測定所検査員への研修

① 目的：食品等放射性物質検査所の検査員（田村市臨時職員等）は、住民が持ち込んだ食品等の放射能検査を実施する中で、日頃から住民と接する機会が多いが、測定結果に関する住民からの質問・疑問等について回答するにあたり、検査員が放射線や放射線による人体影響等について十分な知識がないため、また、検査員による住民への異なる説明等を避けるために、お復習的に基礎的な放射線等に係わる研修および意見交換を実施した。

②講師：杉浦 紳之（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）

③内容：検査員が住民からの質問・疑問で回答に困った事例や検査員自身からの相談・疑問の聞き取りを行い、その場で回答・解説できるものは答え、回答できない場合は、後日参考資料と共に回答をするという形で実施した。

④開催実績：平成 26 年 7 月 2 日（水）～7 月 3 日（木）

⑤開催場所 1 日目：田村市役所、七郷出張所、大越行政局（参加者計 5 名）

2 日目：都路行政局、移出張所、常葉行政局、滝根行政局

（参加者計 6 名）

2-2) 都路行政局職員および田村市復興応援隊員への研修

①目的：田村市都路地区（平成 26 年 4 月 1 日、20km 圏内の避難指示が解除）は、徐々に帰還は進んではいるものの、今も、市内を中心として避難生活を続けている住民が居る。これら住民に接する機会が多い、都路行政局の職員や田村市復興応援隊の隊員が、改めて、身の回りの放射線等に関する基礎的な知識を復習し、より正しく、効果的な情報の伝達・提供をできるようにするために、研修会を開催した。

②講師：杉浦 紳之（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）

③内容：身の回りの放射線等に関する復習と疑問に答える会

— 情報提供と共通のコンセンサスを持つために —

（講義）『放射線とその健康影響』

・身の回りの放射線

- ・放射線と放射性物質、放射能
- ・原子核の安定・不安定
- ・外部被ばくと内部被ばく
- ・放射線の人体影響、リスク
- ・様々な基準値の意味合い

（ワークショップ：質疑応答と意見交換）

- ④開催実績：（第 1 回）平成 26 年 12 月 25 日（木）13:30～15:15
20 名（田村市都路行政局 13 名、田村市復興応援隊 6 名、田村市 1 名）
（第 2 回）平成 27 年 2 月 23 日（月）14:00～15:45
17 名（田村市都路行政局 9 名、田村市復興応援隊 7 名、田村市 1 名）
- ⑤開催場所：田村市都路行政局会議室

3) 相談員等との情報交換の会/意見交換の会

- ①目的：12 市町村^{*}において相談員等が設置され、実活動を行っている地域は未だ少ない現況だが、その中で住民から寄せられた相談・質問事例に対して、その回答や情報提供した内容等（特に、回答等が難しかった事例や思案した事例を中心）について、相互に意見交換および情報共有できる場を設け、今後、相談員等が同様の相談・質問を住民から受けた場合の共通認識、知識等を共有する事を目的とする。

（※12 市町村：避難指示解除区域、帰還困難区域、居住制限区域、避難指示解除準備区域を抱える市町村）

- ②ファシリテーター：

高村 昇（長崎大学）

杉浦 紳之（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センター）

- ③内容：

相談員等との放射線リスクコミュニケーション等に係わる情報共有の会/
意見交換の会

- （第 1 部）各市町村における、相談員等設置の考え方について

各市町村から相談員等の設置における体制や取組、国や福島県の予算支援、市町村独自や大学等の支援・協力による、放射線に対する不安解消のための住民に対する活動状況について説明があった。

また、高村氏より、長崎大学・川内村復興推進拠点における放射線リスクコミュニケーションについて、活動概要の紹介があった。

（第 2 部） 放射線影響や放射線リスクコミュニケーション等に係わる情報共有、
意見交換及び質疑応答

④日時：平成27年2月2日（月） 13:30～15:30

⑤開催場所：コラッセふくしま5階小研修室

出席市町村：田村市、南相馬市、川俣町、広野町、富岡町、川内村、大熊町、
双葉町、浪江町、葛尾村

オブザーバ：環境省、内閣府

4.2 相談員等からの情報収集と共有

相談員等との情報共有・意見交換の会において、各自治体が抱える課題について他の自治体がどのように対応するかについては大変関心が高く、このような情報交換の機会の継続について要望が高かった。会合の時間が限られていたこともあり、各市町村からあった「他市町村へ聞きたい事等」については、会の終了後にまとめも兼ねて、当該市町村より可能な限り回答を入手（現地訪問ヒアリング等）し、相互に情報共有した。

5. 専門家ネットワークの構築

相談員のみでは解決が困難な住民の方々の放射線による健康不安等の幅広いニーズや各市町村だけでは解決が困難な専門的課題等に対処できるよう専門家による支援体制（専門家ネットワーク）を構築した。

相談員からの質問内容は、事故後時間が経過し状況が変化してきたこともあり、放射線やその健康影響についての科学的知見を単に解説することでは解決しない住民の日常生活や将来に向けての生活再建・生活設計の支援、避難の継続に伴う不安の解消といった、非常に広く深い分野にわたると考えられる。

このため、専門家ネットワークのメンバーの専門分野は、放射線健康影響、放射線不安対策の他、放射線防護、放射線モニタリング、被ばく線量評価、被ばく低減措置、汚染除去、地域保健、リスクコミュニケーションといった、様々な分野の専門家による支援が必要不可欠である。

加えて、相談員の支援活動は長期にわたり、解除区域が今後増えて行くに従い、支援する専門家についても、より多くのマンパワーが必要となる。このため、事故発生以降、福島に心を寄せて活動を展開してきた専門家の方々に広く、本専門家ネットワークに協力頂くことが望ましいと考えた。平成26年度に登録を依頼した専門家は、放射線健康影響等の分野（主な専門分野：放射線の健康影響（放射線医学）、放射線生物学、放射線防護、被ばく相談／被ばく影響／放射線計測、線量評価、心のケア／リスクコミュニケーション、放射性廃棄物処理処分、除染／環境モニタリング、被ばく医療／災害医療／救急医学、原子力防災）の専門家で、福島県内での講演や活動実績のある約20名とした。

さらには、大学や日本原子力研究開発機構、放射線医学総合研究所等といった研究機関、また、日本診療放射線技師会等の関連団体にも広く呼びかけた。

原安協には、緊急被ばく医療（原子力災害医療）を担当する部署があり、その職員には、放射線医学を専門とする医師、社会心理学・臨床心理学、原子力防災を専門とする人材もおり、必要に応じて、本業務への連携を図った。

今後、相談員の活動状況や地域の復興状況に応じて、専門家ネットワークを構成する専門分野の追加・変更を図るなど、放射線による健康不安等の対策に資する機能を柔軟に変更していく必要もある。

6. 専門家の派遣

専門家派遣の具体例としては、専門家による①講演会、②意見交換会、③個別相談会、④環境放射線測定、⑤実地研修、⑥個別訪問などを、相談員や市町村のニーズを伺いながら実施することが考えられ、対象とする市町村に対して、のべ127回の訪問の中で話題に挙げるとともに、パンフレット（放射線リスクコミュニケーション相談員支援センターだより、本報告書7項参照）においても明記して紹介するなど、積極的に広報に努めたが、具体的実施には至らなかった。

前章で記述した、本支援センターに関わる専門家ネットワークに対しては、多岐にわたる分野についての知識に関するセーフティネットとしての期待、ニーズは認められたが、実際に現地に専門家を派遣する場合、事故後、各自治体で地元で根ざして活動してきた専門家に本事業とは別の枠組みで依頼する機会が多いことも、専門家派遣の具体的実施に至らなかった原因の一つと考えられる。

今後、自治体や専門家に対して、訪問や連絡の際に引き続き専門家の派遣をはじめとした支援内容の説明を行い、支援センターが実施する支援内容を文書化するなどして支援センターの活動の意義を理解頂き、自治体のニーズからどのような支援が可能かを検討することも行うことも課題の一つと考えられる。

7. パンフレットの作成

解除区域等の住民、自治体関係者に対して、相談員支援センターの活動内容等を周知するためのパンフレットを作成した。

パンフレットは、季報(ニューズレター)のようなイメージで作成し、タイムリーな内容を関係者に伝える事に主眼を置き、分かりやすく、読みやすいように紙面構成等を工夫した。

また、避難解除が先行して行われた地域の事例を広く周知するなど、他地域における帰還促進の参考になるよう心がけて作成し、12 市町村、解除地域の相談員、国、福島県の関係部局、その他関係者等に配布した。

(発行回数および部数)

- ・回数：3 回／年度、2 ページ／1 回(A4 版、両面カラー印刷)
- ・部数：各号 300 部(当初計画では、第 2 号、第 3 号は 100 部としていたが、第 1 号の配布先・実績を鑑み、また広く周知するために各号 300 部とした。)

(内容)

- ・第 1 号(6 月発行)
 - 1) 相談員支援センター開所のお知らせ
 - 2) 相談員制度について
 - 3) 相談員の支援の為に相談員支援センターの活動・業務紹介について
 - 4) 相談員支援センターの所在地・連絡先について
- ・第 2 号(11 月発行)
 - 1) 川内村の避難指示解除について
 - 2) 川内村の避難指示解除準備区域の解除を迎えて(川内村・高野第 5 区長寄稿)
 - 3) 相談員の支援の為に相談員支援センターの活動・業務紹介について
 - 4) 相談員支援センターの所在地について
- ・第 3 号(3 月発行)
 - 1) 「広野町放射線相談室」の開設について
 - 2) 「広野町放射線相談室」の活動内容について
 - 3) 田村市都路行政局および田村市復興応援隊向け研修会の開催について
 - 4) 12 市町村との「情報共有の会/意見交換の会」の開催について
 - 5) 相談員の支援の為に相談員支援センターの活動・業務紹介について

8. ホームページの構築

相談員や自治体関係職員、さらには専門家ネットワークに登録した専門家向けに、情報共有が可能なホームページの構築を検討した。しかし、共有される情報の中には、匿名化して登録したとしても個人が特定されるような機微な情報も含まれることから、セキュリティの厳重な確保を行う必要がある。パスワード管理などいくつかの方法について検討したが、セキュリティ面の問題をクリアすることが難しかった。

結果として、相談員支援センターの周知のため、一般の方が閲覧可能なホームページの掲載案を作成した。トップページのメニューとして、相談員支援センターの業務内容等の紹介、相談員支援センターだよりのバックナンバー、連絡先（相談員支援センターの位置図、電話番号等の情報）等とした。

また、来年度以降の一般の方向けのホームページの運用にあたっては、避難地域等での相談員の設置、帰還に向けた動き等を勘案し、内容の充実を図っていくものとし、必要な情報等については、随時内容を更新していくことが必要と考えられる。

9. 安全・安心対策検証委員会の開催

拠点事業における適正な活動に資するよう、「安全・安心対策検証委員会」を設置し、平成26年度に3回開催した。

検証委員会の内容は、委員会開催時点までの相談員の活動実績および活動内容に対する評価、今後の活動予定の報告、今後の活動に対するアドバイス等とした。

・「安全・安心対策検証委員会」委員構成

放射線不安対策といった観点から、リスクコミュニケーションの他、線量測定や除染など福島の現状を提示できる分野の専門家とした。以下に委員構成を示す。

「安全・安心対策検証委員会」委員構成

委員長	明石 真言	独立行政法人放射線医学総合研究所	理事
委員	石田 順一郎	独立行政法人日本原子力研究開発機構	
		福島研究開発部門	福島環境安全センター特任参与
委員	樺田 尚樹	国立保健医療科学院	生活環境研究部 部長
委員	崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー	
		NPO法人持続可能な社会をつくる元気ネット	理事長
委員	高村 昇	長崎大学原爆後障害医療研究所	
		国際保健医療福祉学研究分野	教授
委員	中川 恵一	東京大学医学部附属病院	
		放射線科放射線治療部門	准教授
委員	原田 眞理	玉川大学通信教育部教育学部教育学科	教授
		(東京臨床心理士会3.11震災プロジェクト委員)	
委員	松井 史郎	公立大学法人福島県立医科大学	
		広報コミュニケーション室	特命教授

(1) 「第1回安全・安心対策検証委員会」の開催

「第1回安全・安心対策検証委員会」を平成26年8月17日に相談員支援センターにて開催した。

同検証委員会では、拠点事業を進めるに当たり、本委託事業の経緯や相談員を支援

するための拠点の整備、相談員支援センターでの活動内容、相談員支援センターの業務について事務局より説明し、検討を行った。

(2) 「第2回安全・安心対策検証委員会」の開催

「第2回安全・安心対策検証委員会」を平成26年10月28日に原安協新橋パークサイドビル会議室にて開催した。

第1回検証委員会以降、相談員支援センターがどのように活動したのか、今後どのような方針で活動するのか、事務局より説明を行った後、検討・確認を行った。

(3) 「第3回安全・安心対策検証委員会」の開催

「第3回安全・安心対策検証委員会」を平成27年3月3日に原安協地下会議室にて開催した。

前回検証委員会で報告した以降の支援センターの活動状況について事務局より説明を行った後、検討を行った。

10. 作業マニュアルの作成

本事業は初年度に当たることから、業務の項目ごとに一定のやり方が定まってきた段階でマニュアルを作成し、事業を進めた。また、関係自治体の情報収集に努めるとともに、自治体への訪問・意見交換等により相談員の活動状況等をさらに把握した。

マニュアルに基づいた作業を行うことにより、担当者が異なることによる食い違い等を避け、事務的手順などの斉一化を行った。

事業の実施が進むにつれて生じた改善点などについて適時マニュアルを改訂すると共に、年度末には一年間の作業を振り返り、以下に示す項目を含む作業マニュアルとしてまとめ、次年度以降の拠点事業を実施する際に活用できるようにした。

①事務所整備、運営に関するもの

事務所設置の考え方、事務所設置までの工程、備品や消耗品等の調達内容および調達先等。

②相談窓口に関するもの

相談員支援センター事務所の相談窓口の設置、職員の配置、連絡手段の確保、現地の状況把握と相談員との連携等。

③研修会に関するもの

研修会や講演会の開催について準備すべき事項（開催前、開催、開催後の対応）等。

④専門家ネットワークへの登録および専門家の派遣に関するもの

専門家ネットワークへの登録、専門家の派遣等。

⑤パンフレット作成に関するもの

パンフレット（相談員支援センターだより）作成の趣旨、発行内容、印刷部数、配付先等。

⑥安全・安心対策検証委員会に関するもの

検証委員会の運営要領、委員会構成等。

⑦その他に関するもの

上記①～⑥以外で、参考となるもの。

11. 住民ニーズの把握および次年度研修計画案の作成

（１）住民のニーズの把握

平成26年度事業において相談員支援センターに寄せられた相談事例については、3. 相談窓口の設置に分類して示した。3.2 想定問答の作成でまとめたとおり、放射線やその健康影響についての基礎的事項に関する質問（例：内部被ばくは外部被ばくよりも危険か）から、ある程度専門的な内容についての質問まで（例：身体の正面から放射線を受けることを前提とした個人線量計で、四方から放射線が来る福島の子の個人被ばく線量測定が可能か）を受けることがある。

また、地域や時期に応じて頻出する質問（例：国道6号線の全線開通時の質問）もある。さらに、科学的、技術的な説明だけでなく、住民の方の気持ちに寄り添った対応が必要な場合もある。

（２）次年度研修計画案

相談員等が活動開始前に必要な知識を習得するため、また活動開始後もその資質の向上を図るため、放射線による健康不安等に関する専門的な内容をもとに実践的な研修を行うことが望ましい。

研修会は、相談員の活動開始前に行うものと活動開始後に行うものとが考えられる。

- ・開始前：基礎研修 放射線による健康不安等に関する基礎的な知識を習得する。
- ・開始後：応用研修 基礎研修の復習を行い、繰り返すことで知識の定着を図るとともに、より専門的な事項も含める。

リスクコミュニケーション研修 研修会の開催地域での事前の調査及び相談窓口寄せられた相談内容等によって住民の関心が高いテーマについて、グループワーク形式で回答案などを検討する。また、リスクコミュニケーションの方法（手法習得）についても行う。

基礎研修と応用研修については、各自治体において相談員並びに関連部署の職員に対して実施する。放射線の基本的な知識から次第に専門的な内容までを含めるものとする。専門的な知識については、実際にあった相談事例に対応するために必要となる個別の専門的な内容を選んで行うこともより実践的な知識の定着を図ることにつながると考えられる。相談員は必ずしも放射線についての知識がある訳ではないので、1回2時間程度で繰り返し行い知識の定着を図ることが望ましい。広野町の例では、5回程度で一連の研修内容を修了で

きた。また、少人数での研修になると考えられるので、適宜質問を受け付けるなど受講者の理解度を確認しながら研修を進めることが望ましい。

一方、リスクコミュニケーション研修では、12市町村の情報共有・意見交換の会で見られたとおり、他自治体の状況・対応方針などの情報交換が有益となる。このため、福島市や郡山市といった各自治体から集まりやすい会場で開催することが望ましい。開催回数については、季節毎に話題に上るような事項に対応するため、年3回程度の開催が適当である。多くの自治体の相談員や関係部署の職員が出席しやすくするため、1回の開催時間は2～3時間（半日開催）が適当と考えられる。

また、相談員等も被災者である場合もあり、相談を受けることによりストレスを溜めてしまうことも考えられる。このため、必要に応じて、住民からの相談に応じている相談員自身の心のケアに関するテーマを含めることも考えられ、講師は、臨床心理士などが適当と考えられる。

さらに、12市町村の相談員等との情報交換の会/意見交換の会におけるこれまでの活動実績の報告では、ほとんどの市町村で個人の外部被ばく線量測定が挙げられていた。

平成26年度原子力災害影響調査等事業（福島県内における住民の個人被ばく線量把握・管理事業）委託業務において「東京電力福島第一原子力発電所事故後の住民の個人被ばく線量の測定や結果の取扱い等に関するガイドライン（以下「ガイドライン」という。）」が策定されている。各自治体において、それぞれ個人被ばく線量測定が実施されている中、共通的な測定・評価方法に基づき個人被ばく線量測定が行われ、信頼できる数値結果が得られることは非常に大切である。このため、ガイドラインの内容について周知及び理解促進を目的として、座学及び実習等から構成される研修会を開催することが望ましい。ガイドラインの内容についての解説及び個人線量計の測定方法の実習等とし、個人被ばく線量測定を行う際に行政として踏まえるべき手順を中心とした内容とすることが望ましい。

線量測定に関する研修は、自治体の要望により開催すると言うよりは、共通的な測定・評価方法について周知するという意義が強い。このため、年度当初に4会場程度（例えば、福島市、郡山市、いわき市、会津若松市）で開催し、各自治体から参加しやすい会場での研修に出席頂く。年度の後半に、補習的な意味合いから2回程度の追加開催を行うことが望ましい。座学に2時間（2コマ×1時間）、測定実習に1時間で、合計3時間程度の研修会とすることが望ましい。

12. 今後の事業への提言について

前章までに記載した事項を踏まえて、今後の事業についての提言を以下に述べる。

(1) 相談員支援センターの支援対象について

各自治体は、相談員の配置について検討を進めている一方で、事故後4年間にわたる対応の中ですでに体制を整え実効的な活動が行われている場合がある。このため、相談員支援センターの支援対象を、各自治体で実質的に相談員としての役割を担っている方に広げ、相談員支援センターの活動実績を上げることが必要と考えられる。

(2) 頻回な市町村周り

各自治体の担当窓口との連携は、本年度の活動により円滑に行えるようになった。上述のように、支援対象を広げることにより、単なる情報共有に留まらず、各自治体が実施する住民対応等の活動を相談員支援センターが具体的に支援していくことが可能になると考えられる。このため、定期的、頻回に市町村担当者への訪問を行い、支援可能な事項の拾い上げを行い、具体的な支援の方法について積極的な提案をしていくことが必要と考えられる。

(3) 関係機関との連携

本事業の目的・対象は、基本的には放射線の健康影響あるいは不安軽減にある。しかし、住民から寄せられる相談や質問は、除染や現在・将来の生活のことなど多岐に渡っている。このため、関係行政機関との連携について検討し、それぞれが有する専門家のネットワークについても共有し、幅の広い柔軟な対応を行うことが必要と考えられる。